

報道関係者 各位

令和5年10月25日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

課 長 寺脇 悠太郎

監察監督官 佐藤 厚志

監督係長 大隅 建

電話 018 - 862 - 6682

秋田労働局長と秋田運輸支局長が
ベストプラクティス企業との意見交換を実施します
～ 「過重労働解消キャンペーン」の取組として ～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために「過重労働解消キャンペーン」などの取組を行っています。

秋田労働局（局長 山本 博之）では、このキャンペーンの取組の一環として、労働局長が「ベストプラクティス企業」（地域の中で、長時間労働削減等に積極的に取り組んでいる企業）を訪問し、取組状況等を確認します。

今年度は令和6年4月から、時間外労働の上限規制が適用される自動車の運転の業務において、長時間労働の削減等に向けた取組を行う貨物自動車運送事業者に対し、東北運輸局秋田運輸支局長と合同で訪問し、長時間労働の削減等に向けた取組事例について意見交換を行い、広く県内に事例紹介を行います。

日時	令和5年11月14日（火） 午後2時～
場所	株式会社大仙物流 （秋田県大仙市大曲西根字上野152番地1）
内容	取組状況等に関する意見交換

取材される場合は、秋田労働局労働基準部監督課（018 - 862 - 6682 : 担当大隅）まで事前にご連絡をお願いします。訪問企業への直接のご連絡はご遠慮ください。